

区政の推進



身近な区のまちづくりのために！
市民局 行政制度担当
Tel.06-6208-7321
Fax.06-6202-7073

こどもの貧困対策の推進



生まれ育った環境に左右されないこどもの未来のために！
こども青少年局 総務課
Tel.06-6208-8175
Fax.06-6202-7020

大阪ヘルスケアパビリオン



大阪・関西万博での地元パビリオン出展のために！
万博推進局 出展部 出展企画課
Tel.06-6690-7212
Fax.06-6690-7805

大阪城の魅力向上



豊臣秀吉が築いた初代大坂城の石垣の公開に向けて！
経済戦略局 観光課
Tel.06-6469-5164
Fax.06-6469-3896

芸術・文化団体支援



ひとりひとりの思いを芸術・文化団体の活動支援に！
経済戦略局 文化課
Tel.06-6469-5173
Fax.06-6469-3897

こども本の森 中之島



子どもたちが本や芸術文化を通じて創造力を養うために！
経済戦略局 文化課
Tel.06-6486-9504
Fax.06-6469-3897

商店街の振興



商店街の活性化のために！
経済戦略局 産業振興課
Tel.06-6615-3781
Fax.06-6614-0190

大阪公立大学振興



大阪公立大学の教育・研究・地域貢献の充実のために！
副首都推進局 公立大学法人担当
Tel.06-6208-8880
Fax.06-6202-9355



動物愛護の推進



犬猫の理由なき殺処分ゼロを目指す！
健康局 生活衛生課
Tel.06-6208-9996
Fax.06-6202-6967

こども青少年関係



こどもたちの健やかな成長と充実した日々のために！
こども青少年局 総務課
Tel.06-6208-8175
Fax.06-6202-7020

教育関係



こどもたちの教育環境の充実！
教育委員会事務局 総務課
Tel.06-6208-9079
Fax.06-6202-7052

経済振興関係



大阪の中堅・中小企業の積極的な支援に！
経済戦略局 産業振興課
Tel.06-6615-3761
Fax.06-6614-0190

スポーツ振興関係



スポーツの楽しさあふれるまちに！
経済戦略局 スポーツ課
Tel.06-6469-3863
Fax.06-6469-3898

国際交流関係



市民の皆さんによる国際交流や外国人の皆さんの支援に！
経済戦略局 国際担当
Tel.06-6615-3741
Fax.06-6615-7433

市民活動支援



地域・社会の課題解決に取り組む団体の活動支援に！
市民局 地域力担当
Tel.06-6208-9834
Fax.06-6202-7073

雇用施策関係



就職に向けた支援が必要な人に対する取り組みの充実！
市民局 雇用女性活躍推進課
Tel.06-6208-7351
Fax.06-6202-7073

男女共同参画関係



男女が共にいきいきと活躍できる社会に！
市民局 男女共同参画課
Tel.06-6208-9156
Fax.06-6202-7073

駐車対策関係



めいわく駐車のないまちに！
計画調整局 交通政策課
Tel.06-6208-7867
Fax.06-6231-3751

福祉関係



自分らしく安心して暮らし続ける事ができるまちに！
福祉局 総務課
Tel.06-6208-9912
Fax.06-6202-6961

環境保全関係



市民の皆さんの環境学習や温暖化対策の充実！
環境局 環境施策課
Tel.06-6630-3215
Fax.06-6630-3580

花と緑のまちづくり



花と緑でいっぱいの大阪のまちづくりに！
建設局 公園緑化部 調整課
Tel.06-6615-6759
Fax.06-6615-6070

大阪港振興関係



市民の皆さんに親しまれる大阪港の振興に！
大阪港湾局 経営改革課
Tel.06-6615-7711
Fax.06-6615-7719

消防関係



火災予防の普及啓発事業など、消防施策の充実！
消防局 総務課
Tel.06-4393-6027
Fax.06-6582-2864

元気づくり大阪



魅力にあふれた活力あるまちに！
政策企画室 政策企画担当
Tel.06-6208-9722
Fax.06-6202-5620

ふるさと寄附金とは

生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで、住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。いただいた寄附は、お気持ちに沿ったさまざまな取組みに活用させていただきます。
※大阪市では「ふるさと納税」が自治体に対する寄附であることから「ふるさと寄附金」と呼んでいます。

【モデルケース】年収500万円の給与所得者が、配偶者とこども2人（大学生・高校生）を扶養している場合

10,000円を寄附 翌年度の住民税等（※）の実質負担額が2,000円となるため、8,000円が減額されます。

※ 確定申告を行う場合は所得税と住民税から、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税から減額されます。住民税等から減額される額は、個人の所得金額や所得控除額（扶養控除や社会保険料控除など）、寄附金額によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村までお問合せください。
大阪市にお住まいの方は、1月1日にお住まいの下記の市税事務所までお問い合わせください。

大阪市 市税事務所

梅田（北区・西淀川区・淀川区・東淀川区）……………TEL 06-4797-2953

京橋（都島区・旭区・城東区・鶴見区）……………TEL 06-4801-2953

弁天町（福島区・此花区・西区・港区・大正区）……………TEL 06-4395-2953

なんば（中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区）……………TEL 06-4397-2953

あべの（阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区）……………TEL 06-4396-2953



寄附金(税額)控除を受けるには手続きが必要です

【所得税の確定申告を行う場合】

1月1日～12月31日に支払った寄附金は、翌年に確定申告を行うことにより、寄附金(税額)控除の適用を受けることができます。確定申告には、大阪市からお送りする寄附金の受領書が必要となりますので、寄附金の受領書は大切に保管してください。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度（※）を利用される場合】

本特例制度の利用を希望される場合は、寄附金支払い後、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー法に基づく本人確認のために必要な書類を添付の上、大阪市あて申請いただく必要があります。
ワンストップ特例申請書は、寄附のお手続きを完了いただくと、後日大阪市から送付させていただきます。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について
確定申告が不要な給与所得者等について、1年間のふるさと納税先が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金税額控除を受けられる特例制度です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお問合せ 政策企画室 政策企画担当 TEL 06-6208-9722